

益城町パブリックコメント手続実施要項説明資料

(目的)

第1条 この要項は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、町の政策等の形成過程における町民の町政への参加の促進と行政の透明性の確保を図り、もって町民との協働による開かれた町政の推進に資することを目的とする。

【説明】

○住民等の意見を政策形成過程において取り入れていくことで、住民等との協働のまちづくりを推進することを目的としています。

第6次総合計画第2期基本計画での位置付け

第8章 効果的で効率的な行政運営が行われるまちづくり（行財政基盤の確保）

8.1 行政運営への住民参画の推進

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 町の重要な政策等の策定に当たり、案の段階で当該政策等の趣旨、目的、内容等を公表し、広く町民等から意見及び提案（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等に対する町の考え方を明らかにするとともに、当該意見等を考慮して意思決定を行う手続きをいう。

(2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。

(3) 町民等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 町内に住所を有する者

イ 町内に事務所又は事業所を有するもの

ウ 町内の事務所又は事業所に勤務する者

エ 本町に対して納税義務を有するもの

オ その他パブリックコメント手続に係る政策等に利害関係を有するもの

【説明】

- 「パブリックコメント手続」という用語については、平成11年からの国における「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（パブリックコメント手続）」の実施以来、一般的に「パブリックコメント手続」の呼称が定着していることから使用するものです。
- 「実施機関」は、議決機関である議会を除く、町の全ての執行機関とします。
- 「利害関係を有するもの」については、パブリックコメント手続の対象となる計画等に応じて判断することになります。例えば、町内の保育所や学校に通園・通学させている町外の保護者などが想定されます。

（対象）

第3条 パブリックコメント手続の対象となる町の重要な政策等（以下「政策等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 総合計画その他町の基本的政策を定める計画の策定又は改定
- （2） 個別分野において広く町民の生活に影響を与える施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- （3） 町政の基本的な方針又は制度を定める条例の制定又は改廃。ただし、行政内部についてのみ規定する、内部管理に関する条項及び施設等の管理に関する条項を除く。
- （4） 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃。ただし、町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料に関する条項を除く。
- （5） その他実施機関が特に必要と認めるもの

【説明】

- 第1号は、「総合計画」など町の将来の施策展開の基本方針や進むべき方向性など基本的事項を定める計画等が該当します。
- 第2号は、「地域福祉計画」など広く町民の生活に影響を与える個別の行政分野において定められる計画等が該当します。

- 第3号は、「行政手続条例」や「情報公開条例」など町政を推進するうえで共通の制度を定めるものが該当します。ただし、「職員給与条例」など行政内部のみに適用されるものは該当しません。
- 第4号は、地方自治法第14条第2項の規定に基づく条例が該当します。ただし、町税の賦課徴収等に関する条例は該当しません。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく直接請求により条例を制定し、又は改廃する場合
- (2) 意見聴取の手続が、法令により定められている場合
- (3) 迅速又は緊急を要すると認められる場合
- (4) 軽微なものと認められる場合
- (5) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (6) 審議会、委員会等の附属機関又はこれに準ずる機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等を策定する場合

【説明】

- 第1号は、住民等の直接請求により制定又は改廃された条例が該当します。
- 第2号は、法定縦覧手続など、案の公表、意見の提出が法令で定められているものが該当します。
- 第3号は、手続に要する時間の経過により、政策等の意義や効果が損なわれるため、この手続を経る時間的余裕がないものが該当します。
- 第5号は、計画等の制定や改廃の方法等が法令等で定められており、裁量の余地がないものが該当します。
- 第6号は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関の答申などに基づいて計画等を策定するものが該当します。

(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、意思決定を行う前に、相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の公表に併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案の概要
- (3) 町民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧又は配布、町のホームページへの掲載等により行うものとする。

【説明】

○案等の公表時期は、政策等の意思決定前の効果的かつ適切な時期を実施機関が選んで決定することとします。なお、条例案など議会の議決が必要なものは、議会提案前に公表します。

○案等の内容は、町民等がその内容を十分に理解し適切な意見が提出できるようわかりやすさに心がけ、案等だけでなく、関係資料及び関係情報を併せて公表します。

○実施機関は、案等を公表するときは、多様な方法により行うものとします。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、政策等の案の公表の日から30日を標準として期間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある時は、その理由を明示し、当該期間を短縮することができる。

2 前項に掲げる意見等の提出方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が認める方法

3 意見等を提出しようとする町民等は、住所又は所在地、氏名又は事業所等の名称及び連絡先を明らかにしなければならない。

【説明】

- 意見等の提出期間は、政策等の案の周知期間や意見提出の準備期間を考慮し、おおむね30日の期間を設定したのですが、具体的には実施機関が案件に応じて適宜定めることとします。また、緊急性を考慮し期間の短縮を行う場合は、公表時に明記することとします。
- 意見の提出方法は、提出された意見を正確に把握するため、記録を残すことができる方法によるものとします。
- 実施機関は、提出された意見等に対する責任の所在を明らかにするため、また意見等の内容の確認を行う等のため、意見等の提出者に住所、氏名及び連絡先（法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び連絡先）の明示を求めることとします。

（意思決定）

- 第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びその意見等に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正した内容を公表しなければならない。
- 3 提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する町の考え方をまとめて公表するものとする。
- 4 第2項の規定による公表は、第5条第3項の規定に準じた方法によるものとする。

【説明】

- 実施機関は、提出された意見等を考慮して、当該政策等の意思決定を行います。この場合において、提出された意見等を必ず採り入れるということではなく、提出された意見について十分検討し、政策等の趣旨を踏まえて反映できるものは反映するものとし、また、この手続が、賛成・反対の多寡で意思決定を行うものではないことから、多数意見も少数意見も一意見として扱うものとし、
- この手続の趣旨は、町民等から寄せられた多様な意見等を十分に考慮し、政策等を決定していくことにあることから、賛否の結論だけを示したものについては、実施

機関の考え方を示さないものとします。

- 実施機関は、政策等の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要とこれに対する実施機関の考え方を、また当該政策等の案を修正したときは、その修正内容を、原則として最終的な意思決定時に公表するものとします。

（個人情報の保護等）

第8条 実施機関は、収集した個人情報について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び益城町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年益城町条例第3号）に従って適切に取り扱わなければならない。

2 実施機関は、前条第2項の規定にかかわらず、町民等から提出された意見等に益城町情報公開条例（平成13年益城町条例第12号）第7条各号に規定する不開示情報が含まれていると認めるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

【説明】

- 実施機関は、収集した個人情報に関しては個人情報の保護に関する法律及び町個人情報の保護に関する法律施行条例に従って適切に取り扱わなければなりません。また、提出された意見等の中に、個人又は法人等の権利利益を害する恐れがある情報など公表することが不適切な情報が含まれていると判断される場合には、町情報公開条例に従ってその全部又は一部を公表しないことができます。

（運用状況の公表）

第9条 町長は、パブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、町のホームページにおいて公表するものとする。

【説明】

- どのような案件についてパブリックコメント手続をとっているかを町民等に知らせるために、一覧表の作成とその公表を行います。

（庶務）

第10条 パブリックコメント手続に関する庶務は、政策等の所管課において処理する。

【説明】

○パブリックコメント手続に関する各種事務処理については、その政策等の所管課が行うこととします。

（委任）

第11条 この要項に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、別に定める。

【説明】

○運用面の不備などについては、必要に応じて実施機関において整備していくこととします。

附 則

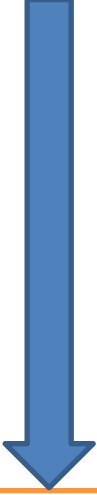
この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

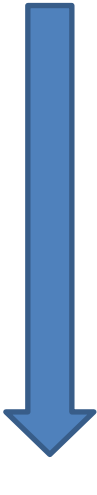
この要項は、令和5年4月1日から施行する。

益城町パブリックコメント手続の流れ

公 表

- 
- 政策等を策定しようとするときは、意思決定を行う前に、相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。
なお、政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表します。
 - 1 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
 - 2 政策等の案の概要
 - 3 町民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料
 - 公表は、実施機関が指定する場所での閲覧又は配布、町のホームページへの掲載等により行います。

意見等の提出

- 
- 政策等の案の公表の日からおおむね30日の期間を設けて、意見等の提出を受け付けます。
なお、意見等の提出方法は、次のとおりです。
 - 1 実施機関が指定する場所への書面の提出
 - 2 郵便
 - 3 ファクシミリ
 - 4 電子メール
 - 意見等を提出しようとする人は、住所、氏名及び連絡先を明記する必要があります。

意思決定

- 実施機関は、提出された意見等を考慮して意思決定を行い、提出された意見等の概要とその意見等に対する実施機関の考え方を、また政策等の案を修正したときは、その内容を公表します。